

## 自転車の交通安全管理 (2月定例会議における安全講話から)

これは2月定例会議における警視庁交通部 交通総務課 平野主任の講話をメモしたものである。やや雑駁なものになっている恐れがあるが、お許し願いたい。挿図はビデオの主旨を説明するために村川が描いた。

### ■ はじめに

貴協議会にはバイクを中心として警視庁に協力していただいていたが、現在は業務使用において自転車がバイクと同じ比重を占めるようになった。自動車や原付を除くバイクの業務使用には「安全運転管理者制度」があるが、自転車は運転免許が不要だということで、管理者としては往々にして駐輪場の確保程度で留まっている。しかし、最近世の中から非難されやすい状況になっている。パトカーと同じように皆さんは看板を背負って走っている。だから無謀運転や事故などがあると、より目立つことになる。

ぜひ貴協議会においても、自転車についてもバイクと同様の安全対策、社員教育をお願いしたい。

「交通安全情報 令和3年2月」(属紙)を見てもらいたい。自転車がリヤカーを牽引していると「自転車」や「普通自転車」ではないので、押して歩いても歩行者扱いにはならない。「交通安全情報」の下方に一方通行の標識があり、「自転車を除く」と書かれているが、「普通自転車を除く」と書くべきところをスペースの関係で「自転車を除く」と書かれている。ルールを知らないうちに破る可能性がある。

### ■ 東京都の事故統計

令和2年の交通事故発生件数は減ったが死者数は155人と増えた。人身事故発生件数は25,642件で自転車は11,443件であり、自転車の死者数は34人であった。

自転車の利用目的別事故件数を見ると、昨年はコロナウイルス感染予防のために人の移動が減り、他の利用目的が減少しているのに、業務目的が増えている。

### ■ 警視庁に寄せられた苦情と取締りの実施

警視庁や各警察署、東京都などに、自転車利用者の交通ルールが守られていないことへの苦情や、取締りの要望が、メールなどで多く寄せられている。その中には配達中の自転車に対するものも多くある。昨年10月6日～9日の四日間、管下一斉自転車取締を行ったところ、雨でやや通行量が少なかったが、交通切符による取締りや指導警告が多数あった。

自転車を利用した宅配サービスは様々な面で社会から非常に注目されている。業界全体で努力をしていただきたい。

## ■ 事故の映像(ドラレコと防犯カメラから)

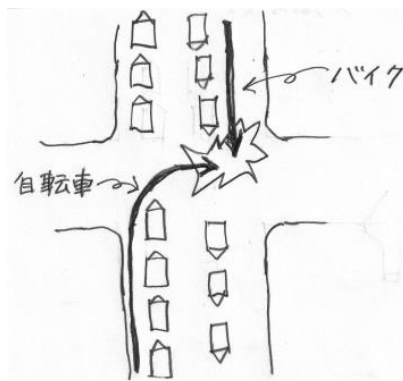
### ● 事例1

住宅街を走る自動車は狭い道路であるため時速 30 キロくらいで走行していたが、右の道路から進入した女性が乗った自転車が出会い頭に衝突した。自動車の運転手は気が動転して十数メートル走って停止した。フロントガラスにはヒビが入り、女性の髪の毛がへばり付いていた。自動車が徐行を怠ったことと、女性が一時停止をしなかったことが原因である。女性が負傷したり死亡したりしても被疑者として扱われる場合がある。出会い頭事故は自転車事故全体の約 40%に当たる。



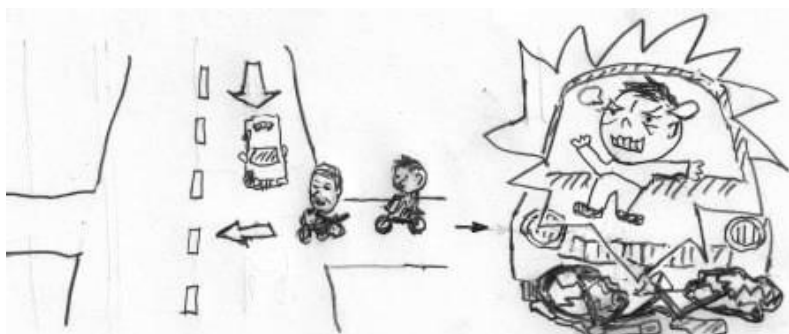
### ● 事例2

渋滞した交差点において、右折を焦った自転車が、自動車の間を縫って右折したところ、対向車線を直進するバイクと衝突した。



### ● 事例3

前を走るおじさんの原付が一時停止しないで進入したので、それにつられて子供の自転車も一時停止しないで進入したところ、自動車と衝突した。子供は大人の真似をする。子供は大人の動きを見ている。大人には良い見本を示す責任がある。自動車側には、信号機のない横断歩道を示すダイヤモンドマークがあったが徐行しなかった。



## ■ おわりに

昨日の夕刊と今日の朝刊に自転車の事故の記事が掲載されており、自転車と歩行者の事故は全国で 60% 増えていると書かれている。十分注意されたい。

以上